

就学援助制度のご案内

小学校1～6年生・中学校1～2年生の保護者様

鴻巣市教育委員会

鴻巣市では、経済的な理由により学用品費や給食費、校外活動費などの支払いが困難な世帯に対して、その一部を援助する就学援助制度を設けております。支給には、毎年度申請が必要となります。

1 援助の内容（支給時期…7月末、12月末、3月末）

※次の2、4～6については、実費（保護者が負担した額）が支給されます。

- | | |
|-------------------------|---------------|
| 1 学用品・通学用品費 | 2 学校給食費 |
| 3 新入学児童生徒学用品費（申請は4月末まで） | 4 校外活動費 |
| 5 修学旅行費 | 6 医療費（学校病に限る） |
| 7 オンライン学習通信費（世帯支給） | |

2 援助を受けられる世帯（次のいずれかに該当する方）

- 1 市民税が非課税の世帯
 - 2 児童扶養手当を支給されている世帯 ※特別児童扶養手当のことではありません。
 - 3 生活保護法による保護が停止又は廃止された世帯
 - 4 保護者の収入が不安定で生活保護に準ずる世帯（下表を参考としてください。） など
- （参考）上記4の世帯の所得の目安表

世帯人数	世帯構成（年齢）	前年中の世帯総所得金額
2人	父または母（30代）、子（小3）	約184万円
3人	父または母（30代）、子（中1・小3）	約256万円
4人	父（40代）、母（30代）、子（中1・小3）	約309万円
5人	父（40代）、母（30代）、子（中1・小3・小1）	約355万円
6人	祖父または祖母（60代）、父（40代）、母（30代）、子（中1・小3・小1）	約403万円

※「所得の目安」で示す金額は、同一生計世帯全員分の「地方税法上の総所得金額」から控除額（社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除）を差し引いたものです。年間の総収入額ではありません。

※世帯人数や年齢構成等で基準額が変わりますので、あくまでも目安としてご覧ください。

※住民登録上は別世帯となっても同居している場合や、二世帯住宅・同じ敷地内の別棟に居住する場合でも就学援助では同一生計とみなしています。また、単身赴任などにより同じ家に住んでいないが、その世帯の生計を維持している方は同一生計とみなし、世帯人数及び世帯総所得に含めて審査を行います。

3 受付期間

※申請の受付時期によっては、支給金額が異なりますのでご注意ください。

◆令和8年度 当初申請期間

令和8年3月2日（月）から令和8年4月30日（木）まで

※上記期間内に申請いただくと、年度当初から支給対象になります。

◆随時申請期間

令和8年5月1日（金）以降も随時申請をお受けしています。

※随時申請の場合は、申請日から支給対象になります。年度当初にさかのぼっての支給はできません。

新入学児童生徒学用品費の入学前支給を受ける場合は、再度申請いただく必要はありません。

裏面に続きます。

4 申請方法

1 持ち物・必要書類など

① 世帯全員の令和7年中の収入がわかる書類または児童扶養手当証書

【例】源泉徴収票、確定申告書の控え、公的年金等の源泉徴収票など

- ・別世帯であっても、同住所に居住している方全員の書類が必要です。
- ・単身赴任等別住所であっても、生計を同一としている場合は書類が必要です。
- ・令和7年中収入がなかった方は市（県）民税等の申告の控えが必要です。
- ・令和7年度所得証明書を取得する必要はありません。
- ・児童扶養手当証書をお持ちの場合は、収入がわかる書類の提出を省略できます。

② 銀行口座のわかるもの

【例】通帳やキャッシュカードなど

③ 印鑑 ※申請者に自署いただく場合は不要です。

必要書類等に不備がある場合は、申請を受理できませんのでご注意ください。
必要書類の確認や申請についてご不明な点は事前に学務課までお問い合わせください。

2 受付場所 鴻巣市役所本庁舎3階 教育委員会学務課（36番窓口）

※吹上支所・川里支所では受付できませんのでご注意ください。

3 受付時間 月曜日から金曜日まで 8時30分から17時15分まで（祝日・年末年始を除く）

※入学前支給を受けるなど、既に令和8年度の申請が済んでいる場合は、再度申請いただく必要はありません。

担当 鴻巣市教育委員会 学務課 学事担当
〒365-8601 埼玉県鴻巣市中央1番1号
電話：(代)048-541-1321（内線3320）